(b) 船員に影響を及ぼす特定の危険並びに職業上の安全及び健康の保護並びに災害の防止を促進する方法に関する情報の交換
(c) 旗国の国内法令に基づく検査及び設備の試験に対する援助
(d) 職業上の安全及び健康の保護並びに災害の防止に関する規定、規則及び手引書の作成及び周知に関する協力
(e) 訓練用の教材の作成及び使用に関する協力
(f) 職業上の安全及び健康の保護、災害の防止並びに安全な作業方法に関する船員の訓練のための共同の施設又は相互援助

第4規則　陸上の厚生用施設の利用

目的

4.4 船舶において労働する船員が自己の健康及び福祉を確保するため陸上の施設及びサービスを利用することができることを確保すること。

1 加盟国は、陸上の厚生用施設が存在する場合には、当該施設を容易に利用することができることを確保する。加盟国は、また、自国の港にある船舶の船員が適切な厚生用施設及び厚生に係るサービスを利用することができるようにするため、指定された港において、規範に列記するような厚生用施設の更なる開設を促進する。

2 厚生、文化、レクリエーション及び情報に係る施設及びサービス等の陸上の施設に関する加盟国の責任は、規範に定める。

A4.4 基準　陸上の厚生用施設の利用

1 加盟国は、自国の領域内に厚生用施設が存在する場合には、当該施設について、全ての船員がその国籍、人種、皮膚の色、性、宗教、政治的意見又は社会的出身のいかんを問わず、及び雇用され、従業し、又は労働する船舶の旗国のいかんを問わず利用することができることを要求する。

2 加盟国は、自国の適当な港における厚生用施設の更なる開設を促進するものとし、関係する船舶所有者団体及び船員団体と協議した後、適当と認められる港を決定する。

3 加盟国は、海運業における技術上、運航上その他の進歩に起因する船員の需要の変化に照らして、厚生用施設及び厚生に係るサービスが適当なものであることを確保するため、当該施設及び当該サービスを定期的に検討する厚生についての委員会の設置を奨励する。

B4.4 指針　陸上の厚生用施設の利用

B4.4.1 指針　加盟国の責任

1 加盟国は、次のことを行うべきである。

(a) 指定された寄港地において船員のために適切な厚生用施設及び厚生に係るサービスが提供され、並びに船員の職務の遂行に当たり船員に対して適切な保護が提供されることを確保するための措置をとること。

(b) (a)に規定する措置の実施に当たり、船員の安全、健康及び余暇の活動に関する特別の必要性（特に、当該船員が外国にいる場合及び戦争地帯に入る場合の必要性）を考慮すること。

2 厚生用施設及び厚生に係るサービスを監督するための措置には、関係する代表的な船舶所有者団体及び船員団体の参加を含めるべきである。

3 加盟国は、船員が自らの船舶及び陸上の厚生センターで利用する厚生用の物品（例えば、映画、書籍、新聞及びスポーツ用具）について、船舶、中心的な供給機関及び厚生用施設の間で当該物品の自由な流通が迅速に行われるようにするための措置をとるべきである。

4 加盟国は、海上及び港における船員の厚生を促進するため、相互に協力すべきである。そのような協力は、次のものを含むべきである。

(a) 港及び船舶の双方における船員の厚生用施設及び厚生に係るサービスの提供及び改善を目的とする権限のある機関間の協議
(b) 不必要な重複を避けるため、主要な港において、資源を共同で管理し、及び厚生用施設を共同で提供することに関する取決め
(c) 国際的なスポーツ競技会の開催及びスポーツ活動への船員の参加の奨励
(d) 海上及び港における船員の厚生を主題とする国際的なセミナーの開催

B4.4.2 指針　港の厚生用施設及び厚生に係るサービス

1 加盟国は、自国の適当な港において、必要とされる厚生用施設及び厚生に係るサービスを提供し、又はこれらが提供されることを確保すべきである。

2 厚生用施設及び厚生に係るサービスは、国内事情及び国内慣行に従い、次の一又は二以上の機関又は団体によって提供されるべきである。

(a) 公の機関
(b) 団体交渉の合意その他合意された取決めに基づく関係する船舶所有者団体及び船員団体
(c) ボランティアの団体

3 必要な厚生用施設及びレクリエーション用の施設を港に設置し、又は更に開設すべきである。これらの施設には、次のものを含めるべきである。

(a) 必要な会議室及びレクリエーション用の部屋
(b) スポーツ用施設及び屋外の施設（競技用の施設を含む。）
(c) 教育施設
(d) 適当な場合には、宗教上の儀式及び個人的なカウンセリングのための施設

4 3に規定する施設は、一般の利用に供するために設計された施設を船員の需要に応じて利用することができるようにすることによって提供することができる。

5 異なる国籍を有する多数の船員が特定の港においてホテル、クラブ、スポーツ用施設等の施設を必要とする場合には、船員の出身国及び旗国の権限のある機関又は団体並びに関係する国際的な団体は、資源を共同で管理し、及び不必要な重複を避けるため、当該港の所在する国の権限のある機関及び団体と並びに相互に、協議し、及び協力すべきである。

6 船員に適するホテル又はホステルは、船員がそれらを必要とする場所で利用可能とすべきである。当該ホテル又はホステルは、妥当な等級のホテルにおける便宜と同等の便宜を提供すべきであり、また、可能な限り、埠頭の近傍から離れた場所に位置し、かつ、良好な環境の下にあるべきである。当該ホテル又はホステルは、適切に監督されるべきであり、その料金は、妥当な金額であるべきである。必要かつ可能な場合には、船員の家族を宿泊させるための措置がとられるべきである。

7 これらの宿泊施設は、国籍、人種、皮膚の色、性、宗教、政治的意見又は社会的出身のいかんを問わず、及び船員が雇用され、従業し、又は労働する船舶の旗国のいかんを問わず、全ての船員に対して開放すべきである。いかなる意味においてもこの原則を損なうことなく、一定の港においては、規格においては同等であるが異なる船員の集団の習慣及び需要に応じた複数の種類の施設を提供することが必要となることがある。

8 必要に応じ、船員の厚生用施設及び厚生に係るサービスの運営において、ボランティアの労働者のほかに、技術的能力を有する者が常勤として雇用されることを確保するための措置をとるべきである。

B4.4.3 指針　厚生についての委員会

1 厚生についての委員会は、適当な場合には、港、地域及び国の段階で設置されるべきである。当該委員会の任務には、次のことを含めるべきである。

(a) 既存の厚生用施設の妥当性を常に検討し、及び追加の施設の設置又は十分に活用されていない施設の撤去の必要性を把握すること。
(b) 厚生用施設の提供について責任を負う者を支援し、及び当該者に助言を与え、並びにこれらの者の間の調整を確保すること。